

2016年度中学校社会科教科書の批判検討

広島平和教育研究所第1部門

1 2015年度は2016年度から使用する中学校教科書の採択年にあたります。

広島平和教育研究所では、過去、採択年ごとに中学校社会科教科書の歴史的分野と公民的分野の批判検討を行ってきました。歴史的分野では、原爆（原爆投下目的、原爆被害、外国人被爆者）・原水爆禁止運動・非核三原則・核廃絶の記述内容を検討してきましたが、今回新たに福島原発事故を追加して検討しました。公民的分野では、憲法と自衛隊・平和主義・非核三原則・国際貢献・核廃絶の記述内容について検討してきましたが、今回新たに集団的自衛権と福島原発事故を追加して検討しました。

2016年度から使用する中学校社会科教科書は、学習指導要領の改訂がなかったため、基本的には現在使用されている教科書の部分改訂版となりますが、学習指導要領解説が改定され、「領土教育」が強調され、忠実に政府の見解や資料を「充実」させて記述した教科書が増えました。また、教科書検定基準が改悪されたため、政府見解に沿って記述させる傾向が強まった感があります。例えば、今回新規参入した「学び舎」の歴史教科書では、検定段階で「慰安婦」を記述していましたが、修正意見が付き、記述が変更させられました。

政府見解を忠実に記述し、一方的な見解を教え込め、人権・平和を否定し、憲法改正へ導こうとする教科書（自由社、育鵬社）がある一方で、人権・平和を大切に、生徒の思考力・判断力を培い、考えさせる資料や事実を丁寧に記述している「学び舎」の歴史教科書が新規参入したことは教育実践上からも評価できます。

なお、今回の検定で合格しているのは、歴史的分野は8社（東書、教出、清水、帝国、日文、自由社、育鵬社、学び舎）、公民的分野は7社（東書、教出、清水、帝国、日文、自由社、育鵬社）です。

2 まず歴史教科書から見ていきましょう。

歴史的分野では、原爆（原爆投下目的、原爆被

害、外国人被爆者）・原水爆禁止運動・非核三原則・核廃絶、福島原発事故の記述内容を検討しました。

- ① 原爆については、原爆投下日時を記述しているのは、帝国、学び舎の2社、原爆投下目的を記述しているのは、帝国、教出、日文、学び舎の4社（帝国、教出、日文は対ソ戦略説、学び舎は早期終戦説）、原爆被害（放射線）について記述しているのは、東書、教出、帝国、日文、学び舎の5社でした。外国人被爆者について記述しているのは、日文と学び舎の2社だけでした。

学び舎は、原爆投下日時、投下目的、原爆の特性、放射線の影響、胎内被爆などについて具体的に丁寧に記述しており、評価できます。一方、自由社・育鵬社は、原爆の記述があまりに薄く、扱いが軽いのは問題です。

- ② 原水爆禁止運動について記述しているのは、東書、教出、清水、帝国、日文、学び舎の6社で、自由社・育鵬社は記述がありません。
- ③ 非核三原則について記述しているのは、東書、教出、帝国、日文、自由社、学び舎の6社で、清水・育鵬社は記述がありません。
- ④ 核廃絶について記述しているのは、東書、教出、日文、育鵬社の4社で、清水、帝国、自由社、学び舎は記述がありません。

- ⑤ 福島原発事故について記述しているのは、教出、清水、帝国、日文、自由社、育鵬社、学び舎の7社で、東書は記述がありませんでした。ただ、記述した7社の内容にはかなり濃淡があり、自由社・育鵬社の記述量は少なく、扱いは極めて簡単です。一方、学び舎は、原発事故の原因、農水産業への影響、低線量被ばくの危険性、避難生活、健康不安、除染など詳しく丁寧に記述しており、評価できます。

総じて、自由社・育鵬社は、原爆・放射線、原水爆禁止運動、非核三原則、核廃絶、福島原発事故についての内容が薄く、扱いが軽いという点で共通しており、核廃絶には否定的な印象を受けます。

③ 次に公民教科書を見ていきましょう。

公民的分野では、平和主義（憲法と自衛隊、集団的自衛権）・非核三原則・国際貢献・核廃絶・福島原発事故の記述内容について検討しました。

- ① 平和主義については、憲法と自衛隊（自衛隊と憲法第9条）について、7社全てが記述していますが、東書、教出、清水、帝国、日文の5社は、合憲論と違憲論を記述（濃淡はある）していますが、自由社・育鵬社は、政府の見解（合憲論）を強調し、憲法違反だとする意見をほとんど記述していません。さらにこの2社は、平和主義を否定し、中国や北朝鮮の脅威を煽り、軍備増強に導こうとするような記述をしており、問題です。
集団的自衛権については、清水以外の6社（東書、教出、帝国、日文、自由社、育鵬社）が記述しており、現況を追認し、議論されているという記述がほとんどで、集団的自衛権の行使容認反対の意見を具体的に記述したものはありません。行使容認の記述をしているのは、自由社だけです。
- ② 非核三原則の記述については、7社全てが記述していますが、日文、自由社、育鵬社の記述は極めて簡単です。非核三原則が国会で決議された背景には、広島・長崎の原爆や第五福竜丸の被曝などの反核感情があり、この両方を記述した教科書はありません。
- ③ 原子力発電（福島第一原発事故）の記述については、7社全てが記述していますが、自由社・育鵬社の記述量は極めて少なく、特に自由社は福島原発事故について具体的記述がありません。この2社の記述からは原発事故の深刻さは伝わってきません。福島原発事故について、原因、放射性物質の放出、避難生活、風評被害など詳述しているのは東書です。
二酸化炭素の排出については、7社全てが「発電時に排出しない」という記述をしていますが、清水は脚注で、発電時以外でも二酸化炭素を排出する（ウラン採掘、放射性廃棄物処理、廃炉など）ことを記述しており、評価できます。
エネルギー問題については、主な発電方法の利点と課題を提示し、考えさせようとしているのが、東書で評価できます。
- ④ 国際貢献（自衛隊の海外派遣）の記述については、7社全てが記述しています。東書、教出、

清水、帝国、日文の5社は、自衛隊の海外派遣について反対意見や慎重意見があることを記述していますが、自由社・育鵬社は反対意見の記述はなく、自衛隊の海外派遣賛成の立場で記述しています。

- ⑤ 現在の核状況と核廃絶について、現在の核状況について記述しているのは、清水、帝国、日文、自由社、育鵬社の5社です。ただし、育鵬社は中国や北朝鮮の脅威を煽る内容になっています。東書、教出は現在の核状況についての記述はほとんどありませんでした。

核廃絶については、7社全て、核不拡散条約（NPT）や包括的核実験禁止条約（CTBT）を中心に記述していますが、原水爆禁止運動、非核自治体宣言、非核地帯などの取り組みを記述しているのは、清水、日文の2社だけです。

教出、自由社は、「抑止力」「核の傘」の用語を使って、「アメリカの核兵器の核抑止力に依存している」（教出）、「アメリカの核の傘のもとで安全を確保している」（自由社）と記述していますが、核抑止、核の傘に依存することは核廃絶と矛盾するという記述はありません。

教育実践上、大変参考になる内容を記述しているのが清水で、「深める公民」（核兵器廃絶に向けて）で第五福竜丸やマーシャル諸島の島民の被ばくや、東京都の中学校の長崎修学旅行を中心とした3年間の平和学習の取り組みを紹介しており、とても評価できます。

公民的分野においても、自由社・育鵬社は、平和主義を否定し、中国や北朝鮮の脅威を煽り、軍備増強、憲法改正に導こうとしているような印象を受けます。

④ 最後に

時間的制約の中で、要領よく簡潔にまとめることができず、ページ数が多くなってしまいましたが、教育実践上、大変参考となる教材や資料を多く発見することができました。今後の教科書研究や教材研究に是非生かしてほしいと思います。

なお、地理的分野の教科書にも、日本の資源・エネルギーの単元で原子力発電（福島原発事故）についての記述がありますが、今回は時間的余裕がなく、批判検討することができませんでした。

歴史教科書に見るヒロシマ・ナガサキの記述（2016年度版）

～「原爆」「原水爆禁止運動」「非核三原則」「核廃絶」「福島原発事故」を中心として～

1. 原爆（原爆投下目的、原爆被害、外国人被爆者）

	記述の概要	特徴（問題点）
東 書	<p>★日本の降伏（P. 229）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アメリカが原子爆弾を（1945年）8月6日に広島，9日に長崎に投下したことを記述。 ・原爆投下後から5年以内に，広島で20万人以上，長崎で14万人以上の生命が奪われ，現在でも多く人が放射線の後遺症で苦しんでいることを記述（写真の説明）。 ※1945年10月の広島の街の写真，長崎のきのこ雲の写真の2点を掲載。 <p>★私たちの歴史探検隊「原爆ドームの保存と平和への願い」（P. 230～233）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史を調べるテーマとして，原爆ドームの保存運動について取り上げ，河本一郎さんや黒瀬眞一郎さんの活動，佐々木禎子さん，楳山ヒロ子さんについて詳しく紹介している。 ※広島市の平和祈念式典，原爆ドーム，黒瀬眞一郎さん，河本一郎さん，原爆の子の像，佐々木禎子さんの写真を掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> ●原爆投下目的の記述がない。 ●投下時間の記述がない。 ●外国人被爆者の記述がない。 <p>◎原爆ドーム保存運動，市民の運動について丁寧に記述している。</p> <p>◎原爆ドームの保存や原爆の子の像がつけられた背景に，中学生と同年代の楳山ヒロ子さんや佐々木禎子さんを取り上げているのは評価できる。</p>
教 出	<p>★原爆投下と日本の降伏（P. 228～229）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>アメリカは，戦後の世界でソ連より優位に立つねらいもあって</u>」と原爆投下目的を記述している。 ・（1945年）8月6日に広島，9日に長崎に，原子爆弾を投下したことを記述。 ・原爆による死者は，被爆後の死者も含めて，広島20万人以上，長崎が10万人以上と記述している。 ・写真の説明の中で，高熱，爆風，放射線の記述がある。 ※被爆後の原爆ドームを中心とした広島の街の様子，長崎のきのこ雲の写真の2点を掲載。 	<p>◎原爆投下目的の記述がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●投下時間の記述がない。 ●外国人被爆者の記述がない。
清 水	<p>★第二次世界大戦の終結～日本のポツダム宣言受諾（P. 243）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月，6日に広島，9日に長崎にアメリカ軍によって原子爆弾が投下されたことを記述。 ・死亡者数は両都市を合わせて20万人以上と記述。 ※第5章の「二つの世界大戦と日本」の扉ページに，広島では被爆前と被爆直後の原爆ドーム，被爆後の広島の街の様子の写真，長崎では被爆前と被爆直後の浦上天主堂，被爆後の長崎の街の様子の写真を1頁分に掲載。 ※原爆投下直後の広島（御幸橋）の写真を掲載（P. 242）し，広島市で約35万人，長崎で27万人が被爆したと推定人数を記述。 	<ul style="list-style-type: none"> ●原爆投下目的の記述がない。 ●投下時間の記述がない。 ●外国人被爆者の記述がない。 ●原爆の熱線・爆風・放射線の記述も，放射線による後障害の記述もない。
帝 国	<p>★ポツダム宣言と日本の敗戦～原子爆弾の投下（P. 232）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>アメリカは，戦争の早期終結とともにソ連に対して優位に立つために</u>」と原爆投下目的を記述している。 ・（1945年）8月6日午前8時15分に広島へ，8月9日午前11時2分に長崎へ，原子爆弾を投下したことを記述。 ・死亡者数について広島では約14万人，長崎でも1945年末までに 	<p>◎原爆投下目的（早期終戦説，対ソ戦略説）の記述がある。</p> <p>○投下時間を記述している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外国人被爆者の記述がない。 ●被爆後の長崎の写真がない。

帝国	<p>約7万人を数える人々と記述している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生き残った人々の放射能の後遺症について記述している。 ※原爆投下の前日まで日記を書き、原爆で亡くなった森脇瑤子さんの写真と日記を掲載。 ・原爆投下前の産業奨励館と投下後の広島の様子の写真を掲載。 <p>★戦争の傷あと (P. 233)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島では、原爆投下から5年後の1950年までに、20万人以上が亡くなったといわれていることを記述している。 	<p>◎中学生と同年齢の少女の日記を紹介しているのは評価できる。</p> <p>△長崎については記述がない。</p>
日本文	<p>★平和へのあゆみと戦争の傷あと～ヒロシマとナガサキ (P. 236～237)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「アメリカは、戦後の世界でソ連より優位に立つことも意図して」と原爆投下目的を記述している。 ・1945年8月6日に広島、9日に長崎に、原子爆弾を投下したことを記述している。 ・熱線・爆風・放射線と放射線による後障害について記述している。 ・死亡者数を広島で10数万人、長崎で7万人と記述している。 ・脚注で、広島と長崎で、多くの朝鮮人が被爆したことを記述している。 ・脚注で、放射線の影響で、被爆から何年もたってから白血病やがんを発症した人がいることを記述している。 ※原爆投下直後の原爆ドームを中心とする広島の様子の写真と、長崎で被爆した母と子の写真を掲載。 	<p>◎原爆投下目的の記述がある。</p> <p>●投下時間の記述がない。</p> <p>○朝鮮人被爆者について記述している。</p>
自由社	<p>★終戦をめぐる外交と日本の敗戦～沖縄戦・原爆投下・ソ連の侵攻 (P. 245)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1945年)8月6日に広島、9日に長崎に、原子爆弾を投下したことを記述。 ※長崎のきのこ雲(長崎に投下された原子爆弾)の写真を掲載。 	<p>●原子爆弾の惨劇や被害について、ほとんど内容がない。あまりに原爆の被害についての扱いが軽く、問題である。</p> <p>●原爆による死亡者数の記述がない。</p> <p>●原爆の熱線・爆風・放射線の記述も、放射線による後障害の記述もない。</p> <p>●原爆投下目的の記述がない。</p> <p>●投下時間の記述がない。</p> <p>●外国人被爆者の記述がない。</p> <p>△原爆投下後の広島の写真がない。</p>
育鵬社	<p>★戦争の終結～原爆投下とソ連参戦 (P. 240～241)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1945年8月6日に広島、3日後(9日)に長崎に、原子爆弾を投下したことを記述。 ・死亡者数が広島で約14～15万人、長崎で約7～8万人で、被害者が一般市民と記述している。 ※原爆で破壊された浦上天主堂と原爆ドームの写真を掲載。 	<p>●原爆投下目的の記述がない。</p> <p>●投下時間の記述がない。</p> <p>●外国人被爆者の記述がない。</p> <p>●原爆の熱線と爆風については記述しているが、放射線についての記述がない。</p>

学 び 舎	<p>★にんげんをかえせ～原爆投下 (P. 250～251)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1945年8月6日午前8時15分、米軍の爆撃機が、原子爆弾「リトルボーイ」を広島に投下したこと、8月9日午前11時2分に、原子爆弾「ファトマン」を長崎に投下したことを記述している。 ・広島での炸裂の高度(約600m上空)について記述。 ・加藤義典さんの描いた絵と証言を記述。 ・長崎については、爆風の秒速(爆心地から0.5km付近で風速300m)、熱線については爆心地の地表面の温度3000℃を記述。 ・原子爆弾が、これまでの爆弾と違い深刻な被害をあたえることを記述。 ・死亡者数について、1945年末までに、広島では約14万人(人口約35万人)、長崎では7万人以上(人口約24万人)と記述。 ・放射線による後障害について、症状も含め詳細に記述。 ・佐々木禎子さんが2歳で被爆し、白血病で亡くなったことを記述。 ・脚注で、外国人被爆者について国名を記述。 ・脚注で、胎内被爆について記述。 <p>※原爆投下後の広島の街の写真、長崎の松添博さんの絵「悲しき別れの絵～荼毘」を掲載。</p> <p>※峠三吉の詩「にんげんをかえせ」が掲載。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎原爆投下の事実について丁寧記述している(投下時刻、投下国など)。 ◎原爆の熱線・爆風・放射線、放射線による後障害について詳しく記述している。 ◎外国人被爆者について、国名を列挙している。 ◎胎内被爆について記述している。 ○原爆投下に至る経緯や背景について詳述している。 △原爆投下目的について、アメリカの自力で日本を降伏させることを記述しているが、対ソ戦略説については記述していない。
-------------	--	---

2. 原水爆禁止運動

	記述の概要	特徴(問題点)
東 書	<p>★独立の回復と55年体制～自民党長期政権と安保条約改定(P. 249)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1954年にアメリカの水爆実験で第五福竜丸が被ばくした事件をきっかけに、原水爆禁止運動が全国に広がったことを記述。 <p>★歴史アクセス「原水爆禁止運動」(P. 249)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1954年3月1日、アメリカのビキニ環礁での水爆実験で、第五福竜丸の被ばくし、乗組員の久保山愛吉さんが亡くなったことを記述。 ・この事件をきっかけに、原水爆禁止の署名運動が杉並区などから全国に広がったことを記述。 ・1955年に広島で最初の原水爆禁止世界大会が開かれたことを記述。 <p>※第五福竜丸とビキニ実験でのキノコ雲を掲載。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ビキニ水爆実験での第五福竜丸の被ばくをきっかけに、原水爆禁止の署名運動が広がり、原水爆禁止世界大会が広島で開催されたことを記述している。
教 出	<p>★独立から復興へ～原水爆禁止運動(P. 245)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1950年代からの米ソの水爆実験について記述。 ・1954年のビキニ環礁でのアメリカの水爆実験により、第五福竜丸が被ばくし、母親たちなどの市民運動をきっかけに原水爆禁止運動が広がり、1955年に広島で最初の原水爆禁止世界大会が開かれたことを記述。 ・脚注で、水爆が原爆よりも破壊力が大きいこと、1950年の平和擁護世界大会で核兵器の禁止を呼びかけるストックホルム・アピールは、世界中から5億をこえる署名を集めたことを記述。 <p>※原水爆反対の署名運動の写真を掲載。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ビキニ水爆実験での第五福竜丸の被ばくをきっかけに、原水爆禁止運動が広がり、原水爆禁止世界大会が広島で開催されたことを記述している。 ○核兵器禁止を呼びかけるストックホルム・アピールを記述している。
	<p>★戦後の平和運動～平和運動の展開(P. 257)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東西冷戦の中で核兵器の開発が行われたことを記述。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ビキニ水爆実験での第五福竜丸の被ばくをきっかけに、

清水	<ul style="list-style-type: none"> ・1954年に第五福竜丸事件の被曝をきっかけに原水爆禁止署名が全国各地で起きたことを記述。世界に運動が広まり、1955年に広島市で第1回原水爆禁止世界大会が開催されたことを記述。 ※第五福竜丸の写真を掲載し、ビキニ水爆実験の被ばくで乗組員1名が亡くなったことを記述。 ※ビキニ環礁での水爆実験、第1回原水爆禁止世界大会の写真を掲載し、第五福竜丸事件をきっかけに、杉並区の主婦たちのよびかけで、3000万人をこえる原水爆禁止の署名が集められたことを記述。 	<p>原水爆禁止の署名運動が始まり、原水爆禁止世界大会が広島で開催されたことを記述している。</p>
帝国	<ul style="list-style-type: none"> ★冷たい戦争とその影響～新たな対立の始まり (P. 242) ・冷戦期に、核開発競争が激しくなり、核実験がさかんに行われるようになると、日本では原水爆禁止運動が始まったことを記述。 ★コラム「平和」～核兵器開発競争と日本 (P. 243) ・冷戦中に核兵器保有国が5カ国となったことを記述。 ・1954年にアメリカがビキニ環礁で行った水爆実験で、第五福竜丸が被曝し、これをきっかけに日本で原水爆禁止運動が広がり、1955年に広島で原水爆禁止世界大会が開催されたことを記述。 ・唯一の被爆国としての日本の果たすべき役割について記述。 ※被曝した第五福竜丸の写真を掲載し、乗組員23人が被曝し、半年後に1人が亡くなったことを記述。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ビキニ水爆実験での第五福竜丸の被ばくをきっかけに、原水爆禁止運動が広がり、原水爆禁止世界大会が広島で開催されたことを記述している。 △杉並区の主婦たちなどの呼びかけで始まった原水爆禁止の署名運動の記述がない。 ●原水爆禁止世界大会の写真がない。
日本文	<ul style="list-style-type: none"> ★冷たい戦争と世界の動き～現代学プラスα「平和記念都市建設と原始爆禁止運動」(P. 257) ・広島平和記念都市建設法が公布され、世界に平和を訴える場として平和記念公園が建設されたことを記述。 ・1954年3月のアメリカのビキニ水爆実験で第五福竜丸が被曝したことをきっかけに、杉並区の母親たちが原水爆反対の署名を起し、原水爆禁止運動が全国に広がり、1955年に広島で第1回原水爆禁止世界大会が開催されたことを記述。 ※第1回原水爆禁止世界大会と、第五福竜丸展示館の碑（第五福竜丸の乗組員で亡くなった久保山愛吉さんが残した言葉）の写真を掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ビキニ水爆実験での第五福竜丸の被ばくをきっかけに、原水爆禁止運動が広がり、原水爆禁止世界大会が広島で開催されたことを記述している。
自由社	<p style="text-align: center;"><u>記述なし</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ×ビキニ水爆実験での第五福竜丸の被ばくをきっかけに、原水爆禁止運動が広がり、原水爆禁止世界大会が広島で開催されたことの記述が全くない。 ●水爆実験で第五福竜丸の乗組員が被ばくし、一人が死亡したことの記述がない。
育鵬社	<ul style="list-style-type: none"> ★冷戦と日本～冷戦の進行 (P. 260) ・第五福竜丸の写真を掲載し、1954年3月、アメリカの水爆実験で第五福竜丸の船員23人が被曝し、一人が死亡したことを記述。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ビキニ水爆実験での第五福竜丸の被ばくをきっかけに、原水爆禁止運動が広がり、原水爆禁止世界大会が広島で開催されたことの記述が全くない。
	<ul style="list-style-type: none"> ★コジラの怒り、サダコの願い～原水禁運動 (P. 268～269) ・「死の灰をあびた第五福竜丸」(小見出し)では、第五福竜丸の被曝を 	<ul style="list-style-type: none"> ○ビキニ水爆実験での第五福竜丸の被ばくをきっかけに、

学 び 舎	<p>新聞記事と共に詳細に記述（乗組員の急性放射線症の症状など）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水爆の破壊力を記述し、映画「コジラ」のポスターを掲載。 ・脚注で、<u>ビキニ水爆実験でロンゲラップ島の住民が被ばくし、ほかの島への移住をアメリカが強制した</u>ことを記述。 <p>※米ソの核開発の年表を掲載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>原爆を許すまじ</u>」（小見出し）では、杉並区の主婦たち原水爆禁止署名運動を始め、運動が「原爆許すまじ」の歌声とともに全国に広がったことを記述。 ・1955年に、広島市で原水爆禁止世界大会が開かれ、被爆者や久保山愛吉さんの遺族が、核兵器の廃絶を訴えたことを記述。 ・<u>連合国軍の占領下で、被爆者の訴えが禁止されていた</u>ことを記述。 ・佐々木禎子さんの死を記述し、同級生たちの運動で「原爆の子の像」が建立されたことを写真と共に記述。 ・「<u>原子力の夢を追う</u>」（小見出し）では、アメリカの原子力平和利用の働きかけにより、日本でも1955年から「原子力平和利用博覧会」が各地で開催されてことを記述（平和記念資料館で開催された原子力平和利用博覧会の写真を掲載）。 ・<u>アメリカが、日本に原子力発電の技術と燃料を提供した</u>ことを記述。 <p>※小型原子力エンジンで動く「鉄腕アトム」を紹介。 ※中沢啓治の「はだしのゲン」が多くの国で出版されていることを紹介。</p> <p>★【被爆者の心を世界に伝える高校生】（P. 269）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生一万人署名活動を写真と共に詳細に記述。 	<p>原水爆禁止の署名運動が広がり、原水爆禁止世界大会が広島で開催されたことを詳述している。</p> <p>○ビキニ水爆実験でロンゲラップ島の島民が被ばくしたことを記述している。</p> <p>○占領下、GHQの原爆に関する報道・文学に対する検閲（プレスコード）で、被爆の惨状を訴えることが禁止されたことを記述している。</p> <p>◎日本人に対して、核アレルギーを払拭させるために、アメリカが原子力平和利用キャンペーンを展開し、日本に原子力発電を導入したことを記述している（<u>他社にはない記述</u>）。</p> <p>○高校生の「1万人署名活動」を紹介し、被爆体験の継承の重要性を記述している。</p>
-------------	---	--

3. 非核三原則

	記述の概要	特徴（問題点）
東 書	<p>★緊張緩和と日本外交～沖縄の復帰（P. 251）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐藤栄作内閣が、沖縄返還交渉の過程で、核兵器を「持たず、つくらず、持ち込ませず」という非核三原則が国の方針になったことを記述。 	<p>○沖縄返還に際し、非核三原則が国の方針になったことを記述。</p>
教 出	<p>★国際関係の変化～沖縄の本土復帰（P. 249）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1971年、沖縄返還協定の議決の際、核兵器を「持たず、つくらず、持ち込ませず」という非核三原則が、衆議院で議決されたことを記述。 	<p>○沖縄返還に際し、非核三原則が衆議院で議決されたことを記述。</p>
清 水	<p><u>記述なし</u></p>	
帝 国	<p>★冷戦下での日本とアジア～沖縄の復帰と基地問題（P. 249）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄返還にともない、従来からうたわれていた非核三原則があらためて確認されたことを記述。 <p>※囲み資料で、非核三原則（1972年11月24日）について、核兵器を「持たず、つくらず、持ち込ませず」の内容を記述。</p>	<p>◎非核三原則の内容について詳述している。</p>

日 文	★日本をとりまく国際関係～返還運動の高まりと沖縄返還 (P. 265) ・沖縄返還に際して、佐藤栄作内閣が、核兵器を「持たず、つくり ず、持ち込ませず」という 非核三原則 を国の方針として定め、こ れを沖縄にも適用したことを記述。	○沖縄返還に際し、非核三原則 が国の方針になったことを 記述。
自 由 社	★世界の奇跡・高度経済成長～外交関係の進展 (P. 261) ・沖縄の祖国復帰に際し、佐藤栄作内閣が、 非核三原則 を表明したこ とを記述。	△非核三原則の内容の記述が ない。
育 鵬 社	<u>記述なし</u>	
学 び 舎	★基地の中の沖縄～本土への復帰 (P. 276) ・沖縄返還の際に、佐藤首相が、核兵器を「持たず、つくり ず、持ち込ませず」という非核三原則を沖縄にも適用すると、国会で表 明したことを記述。	○沖縄返還に際し、佐藤首相 が、非核三原則を沖縄に適用 すると、国会で表明したこと を記述。

4. 核廃絶

	記述の概要	特徴（問題点）
東 書	★持続可能な社会に向けて～グローバル化の進展 (P. 263) ・戦争による唯一の被爆国として、核兵器の廃絶をはじめとする軍 縮に積極的に取り組んできたことを記述。	
教 出	★未来をひらくために～平和を築く (P. 261) ・戦争被爆国としての経験や、非核三原則をふまえ、世界の核廃絶 に向けて、リーダーシップを発揮していくことが期待されている ことを記述。	
清 水	<u>記述なし</u>	
帝 国	<u>記述なし</u>	
日 文	★21世紀と日本の役割～国際社会と日本の役割 (P. 270) ・核廃絶を実現するための努力を続けていくことも大切であること を記述。 ※国連本部で核兵器廃絶を訴える山口仙二さんの写真を掲載し、 <u>二度と核兵器による死と苦しみを一人たりとも許してはなら ないとする演説の内容を記述。</u>	○長崎の被爆者の山口仙二さ んの国連での訴えを記述し ている。
自 由 社	<u>記述なし</u>	
育 鵬 社	★地域紛争とグローバル化～地域紛争 (P. 270) ・オバマ大統領が、「核兵器なき世界」を訴えてノーベル平和賞を 受賞したが、核兵器の廃絶は進んでいないと記述。	△核兵器廃絶について、オバマ 大統領の演説である「核兵器 なき世界」という言葉は記述 しているが、演説の内容や、 日本の役割は記述していな い。

学 び 舎	<p style="text-align: center;"><u>記述なし</u></p> <p>※年表 (P. 312) の 20~21 世紀に, 核拡散防止条約の条文の一部を掲載。</p>	
-------------	---	--

5. 福島原発事故

	記述の概要	特徴 (問題点)
東 書	<p style="text-align: center;"><u>記述なし</u></p>	<p>●チェルノブイリ原発事故に匹敵するような, 深刻な原発事故にもかかわらず, 全く記述がないのは問題である。</p>
教 出	<p>★私たちの生きる時代へ～歴史の窓「東日本大震災」(P. 259)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災により, 福島第一原子力発電所で原子力事故が発生し, <u>大量の放射性物質が原子炉の外部に漏れ出したことを記述。</u> ・1986年の<u>チェルノブイリ原発事故に匹敵する深刻な事態をもたらしたと記述。</u> ・人体や環境への不安から, 避難生活を余儀なくされたことを記述。 	<p>○原発事故により大量の放射性物質が外部に放出されたことを記述している。</p>
清 水	<p>★現代の日本～55年体制からの変化 (P. 270)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災により, 原子力発電所も損壊し, <u>大量の放射性物質が外部にもれ出す事故が起きたことを記述。</u> <p>★今後の課題～世界の課題 (P. 273)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未解決の問題として, 東日本大震災からの復旧・復興・放射性物質に汚染された地域の除染が緊急の課題であると記述。 	<p>△東日本大震災の地震と津波により, 原子力発電所で事故が起こり, 放射性物質を外部に放出したことを記述しているが, 「福島第一」という固有名詞の記述がない。</p>
帝 国	<p>★国際社会におけるこれからの日本～東日本大震災 (P. 260)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の地震と津波により, 福島県の原子力発電所で事故が起こり, <u>放射性物質が外部にもれ出したことを記述。</u> ・放射性物質の広がり, 人々の健康や食品への不安を引き起こしていること, 周辺住民の避難, がれきや汚染水の処理が現在も続いていることを記述。 	<p>○原発事故により放射性物質が外部に放出されたことを記述している。</p>
日 文 日 文	<p>★先進国日本の課題～災害にみまわれた日本 (P. 269)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の地震と津波により, 福島第一原子力発電所の<u>メルトダウン (炉心溶融) という大きな事故を発生させ, 多くの人々が避難生活を余儀なくされていることを記述。</u> <p>※炉心作業が進められる福島第一原子力発電所と民家の写真を掲載し, 原発事故から3年経っても, 大熊町のすべての町民が, 町外で避難生活を送っていることを記述。</p>	<p>△メルトダウンは記述しているが, 大量の放射性物質を外部に放出したことが記述されていない。</p>
自 由 社	<p>★21世紀の日本の進路～日本の進むべき道 (P. 273)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の地震と津波による原子力発電所の事故も起こり, 多くの人々が避難生活を余儀なくされていることを記述。 	<p>●原発事故が起こったことは記述しているが, 「福島第一」という固有名詞や放射性物質を放出したことの記述がなく, <u>一番深刻な原因について無視しているのは問題である。</u></p>
育 鵬 社	<p>★日本の現状とこれから～さまざまな課題 (P. 272)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の津波などで起きた福島県の原子力発電所の事故のために, 多くの周辺住民が避難生活を余儀なくされていることを記述。 	<p>●原発事故が起こったことは記述しているが, <u>放射性物質を放出したことの記述がなく, 一番深刻な原因について無視して</u></p>

<p>学 び 舎</p>	<p>★ 3月11日午後2時46分～そのとき福島で (P. 286～287)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県双葉郡大熊町にある東京電力福島第一原子力発電所では、津波によりすべての電源が失われ、原子炉が冷却できなくなり、水素爆発を起こし、無色無臭の放射性物質が広範囲に飛散し、陸地や海が汚染されたと記述。 ・放射性物質が出す放射線は、長い間、人の健康に影響をあたえ、低い放射線量でも、長期にわたって被ばくすると、ガンになる可能性が高まると記述。 <p>★避難する人々 (P. 287)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島原発から半径 20km 圏内と、圏外の放射線量が高い地域の住民約 8 万 8000 人が避難したことを記述。 ・農畜産業や漁業の被害を記述。 ・放射線量の高い地域に住む子どもたちは、線量計を身につけて、放射能と向き合わなければならず、不安とストレスを感じていることを記述。 ・汚染された土や家の放射性物質を除去する作業が続いていることを記述。 <p>★【原発事故は警告されていた】(P. 287)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故が起こる前、福島県民 404 人が、福島第二原発 1 号機の設置許可の取り消しを求める裁判を起こしていたが、最高裁は「安全性は確保されている」として、住民の訴えを退けたことを記述。 ・住民たちは、その後も、「津波で冷却設備が機能しなくなる可能性がある」「大事故を想定して防災計画をつくるべきだ」と、警告してきたことを記述。 <p>※福島第一原子力発電所 3 号機の事故の写真、チェルノブイリ原発事故による放射能汚染地図、福島第一原子力発電所からもれた放射能の広がりの地図、福島の子どもの手紙を掲載。</p>	<p>いるのは問題である。</p> <p>◎福島原発事故の原因、農水産業への影響、低線量被ばくの危険性、避難生活、健康不安、除染など詳しく丁寧に記述していて評価できる（他社にはない記述）。</p> <p>○避難を余儀なくされた人々が、約 8 万 8000 人と具体的に記述している。</p> <p>○福島県の住民が、事故前に、原発事故の危険性、防災計画の実施を訴えていたことを記述している。</p> <p>◎小学生の手紙を掲載し、友だちと離れることの寂しさや、1 歳の妹の将来への不安などを書いた手紙は胸を打つものがあり、評価できる。</p>
----------------------	--	---

※東書は東京書籍，教出は教育出版，清水は清水書院，帝国は帝国書院，日文は日本文教出版の略です。

公民教科書に見る平和主義・核廃絶の記述（2016年度版）

～平和主義・非核三原則・福島原発事故・国際貢献・核廃絶を中心にして～

1. 憲法と自衛隊・平和主義（集団的自衛権）

	記述の概要	特徴（問題点）
東 書	<p>★平和主義と憲法第9条（P.42）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二次世界大戦で他に国々に重大な被害をあたえ、自らも大きな被害を受けた。 ・日本国憲法は、戦争を放棄して世界の恒久平和のために努力するという平和主義を掲げた。 ・憲法第9条は、戦争を放棄し、戦力を持たず、交戦権を認めないと定めている。 ・自衛隊と憲法第9条の関係について、政府は、主権国家には自衛権があり、憲法は「自衛のための必要最小限度の実力」を持つことは禁止していないと説明。 ・<u>自衛隊は憲法第9条の考え方に反しているのではないかという意見もある。</u> ・政府は、日本国憲法は自衛のための必要最小限度の実力しか認めておらず、集団的自衛権は行使できないとしています（公民にアクセルの用語解説）。 <p>※広島市の平和記念式典の写真と憲法第9条の条文を掲載。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●現憲法が戦争の反省に立って作られたということが不明確。 ●憲法違反だとする意見の理由についての記述がない。
教 出	<p>★平和主義を掲げる憲法（P.66）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前文の「恒久平和を念願」「平和を愛する諸国民の公正と正義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意」を記述。 ・世界中のすべての人々が、恐怖と貧困から免れ、「平和のうちに生存する権利」を持っている。 ・第9条では、戦争の永久放棄、戦力の不保持と国の交戦権の否認を定めている。 ・日本がかつて戦争によって、他国の人々の生命や人権を奪い、日本国民自身も同様に大きな被害を受けたことで、その悲惨さを痛感し、深く厳しい反省をしたからである。 ・国の安全を確保する際、戦争や紛争を未然に防ぐとともに、争いの解決にあたって武力の行使を避けようとする考え方を、平和主義という。 ・憲法第9条は、戦力の保持と行使に厳しい制約を課している。 ・日本国憲法は、徹底した平和主義の考え方をもち憲法。 <p>※長崎の平和記念式典の写真と憲法第9条の条文を掲載。</p> <p>※資料の「<u>各国の憲法における平和条項</u>」でコスタリカ憲法など<u>各国の憲法における平和条項</u>を掲載。</p> <p>※「自衛隊の主な3つの役割」を掲載。</p> <p>★自衛隊の役割と存在をめぐって（P.67）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴代の政府は、すべての主権国家には自衛権があり、「自衛のための必要最小限の実力」を保持することは、第9条で禁じている「戦力」ではないという見解にたつ。 ・国民の中には、<u>自衛隊のもつ装備が「自衛のための最小限度の実力」を超えるもの</u>だとして、自衛隊は憲法に違反するという主張 	<ul style="list-style-type: none"> ○現憲法が戦争の反省に立って作られたことが記述されている。 ○軍隊を廃止したコスタリカ憲法などを紹介している。 ○憲法違反の理由を記述している。

<p>教 出</p>	<p>もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自衛隊の最高指揮官は文民である内閣総理大臣がもつこととされ、自衛隊を総括する防衛大臣も文民がになう。</u> ・ <u>この原則は、文民統制（シビリアンコントロール）とよばれ、軍部の独走で戦争が起きないように、自衛隊は、国会と政府の民主的な統制下におかれている。</u> <p>★国際社会の厳しい現実と平和主義（P. 70～71）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集团的自衛権の行使について、国連憲章第 51 条に各国の「固有の権利」として記述。 ・ これまでは、「国際法上この権利を保有しているが、行使できない」と表明してきた。 ・ 国際社会への協調と貢献を積極的に推進していく立場から、「積極的平和主義」として集团的自衛権の行使を容認する動きが出てきている。 ・ これに対して、<u>平和的生存権や憲法第 9 条の意義を重視する立場</u>などから、<u>批判の声もあがっている。</u> 	<p>○文民統制について戦争と関連づけていていねいに記述している。</p> <p>○集团的自衛権の行使容認についての反対意見について記述している。</p>
<p>清 水</p>	<p>★戦争の惨禍（P. 92）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次世界大戦において、ほかの国ぐにの多数の人びとを殺傷し、ばく大な被害をあたえた。 ・ 日本の多くの人びとが戦場で兵士として死傷し、戦闘に加わらなかった無数の人びとも、傷つき命を失った。 ・ 原子爆弾が広島と長崎にもたらした多く深い惨禍は、いまでも多くの人びとを苦しめている。 <p>※平和の礎，原爆ドーム，原爆投下直後の広島の爆心地の写真を掲載。</p> <p>★平和主義（P. 92～93）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦争の反省の上に、日本国憲法は<u>戦争放棄</u>を定め、国民の大多数がこれを支持した。 ・ 憲法前文は、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と宣言。 ・ 「恒久平和を念願」し、恒久平和のために努力する<u>平和主義</u>を基本理念としている。 ・ この理念を具体化するため、第 9 条では、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久に放棄する」と定め、戦争の放棄を明確にした。 ・ 「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と、<u>戦力の不保持と交戦権の否認</u>をも定めた。 ・ 徹底した平和主義の規定は、世界でもはじめてのこと。 <p>※戦争の放棄について、コラムで『<u>あたらしい憲法のはなし</u>』の一部を紹介。</p> <p>★憲法第 9 条と自衛隊（P. 94）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 憲法制定当時の政府の見解の変遷を記述。 ・ 政府は「自衛のための必要最小限の実力は戦力にあたらぬ」という解釈を採用することにより、自衛隊は憲法第 9 条と矛盾しないとして、こんにちにいたっている。 ・ <u>自衛隊は憲法に違反するという学説や判例があり、自衛隊の縮小をとる意見もある。</u> ・ 憲法第 9 条を改正しようとする主張も根強く、さまざまな議論が 	<p>○戦争の反省に立って現憲法がつくられてことが記述されている。</p> <p>○文部省が発行した憲法の教科書である『<u>あたらしい憲法のはなし</u>』の戦争放棄について記述している。</p> <p>●憲法違反だとする意見の具体的理由についての記述がない。</p>

清水	<p>続いている。</p> <p>※日本の防衛関係費，おもな国の防衛費のグラフを掲載。</p>	
帝国	<p>★日本国憲法の三大原則 (P. 38)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二次世界大戦の反省にたつて平和主義を選択し，戦争を放棄し，戦力をもたないことを宣言している。 ・クローズアップ「日本国憲法の考え方」で「<u>あたらしい憲法のはなし</u>」の一部とイラストを掲載し，国民主権・民主主義・国際平和主義の三大原則について概要を紹介している。 <p>★平和主義にこめられた願い (P. 40～41)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法前文で，ふたたび戦争の惨禍が起こることのないようにすることの決意を明確にした。 ・第9条で戦争を放棄し，戦力を保持しないことや，国が戦争を行う権利を認めないことなどを定め，平和主義を宣言した。 ・<u>コスタリカをはじめいくつかの国の憲法</u>でも，戦争放棄の規定が設けられている。そのなかでも日本の平和主義は，戦争の放棄や戦力の不保持，交戦権の否認を徹底して定めている。 ・核兵器のように人類を滅亡させる可能性のある兵器も存在しており，軍備の縮小を進めて世界平和を追求する方法として，平和主義は現実的な選択になっている。 <p>★日本国憲法と自衛隊 (P. 41)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>自衛隊が憲法第9条や平和主義に反するものではないかという議論もあります</u>」が，政府は，自衛のための必要最小限の実力組織にすぎない自衛隊は戦力にあらず，戦争の放棄といっても自衛権まで放棄したわけではないので憲法違反ではない」と政府の見解を記述。 ・日本の防衛費は，国内総生産や予算にしめる割合が低く，そのおかげで戦後に驚異的な経済発展を実現させたという一面がある。しかし，防衛費の総額では世界有数の規模になっている。 ※原爆投下直後の原爆ドーム，広島平和記念式典，長崎平和祈念式典の写真を掲載。 <p>★日米安全保障条約 (P. 181)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法第9条との関係から，集団的自衛権の行使は認められないと考えられてきた。しかし近年，日本を取りまく状況の変化を受けて，集団的自衛権の行使を認めるべきかどうか議論が続いている(用語解説)。 	<p>○文部省が発行した憲法の教科書である『あたらしい憲法のはなし』で三原則を説明している。</p> <p>○脚注で，常設の軍隊をもつことを禁止したコスタリカ憲法を紹介している。</p> <p>△憲法第9条と自衛隊について，政府の見解は詳述しているが，憲法違反の意見については具体性がない。</p> <p>●集団的自衛権の行使容認についての反対意見の記述がない。</p>
日本文	<p>★前文と第9条 (P. 68～69)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中戦争や第二次世界大戦を通じて、アジア・太平洋地域を侵略し，ほかの国々に深刻な被害をあたえた。 ・自らも，戦場や国内で多くの犠牲者を出し，世界で初めての原子爆弾による惨禍をこうむった。 ・悲惨な経験を反省し，日本国憲法は，戦争を放棄して，世界の平和のために貢献するという平和主義を基礎とした。 ・前文で，「政府の行為によってふたたび戦争の惨禍が起こることないやうにする」決意を示し，平和を愛する世界の人々と協調しながら「われらの安全と生存を保持」することを宣言。 ・第9条で，戦争や武力の行使などを，国際紛争を解決する手段と 	<p>○戦争の反省に立って現憲法が作られたことが記述されている。</p>

日 文	<p>して永久に放棄することを定めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦力の不保持と交戦権の否認を定め、前文で示した決意を具体化した。 ・<u>日本国憲法以前の外国の憲法にも、侵略戦争の放棄を定めるものがあった。</u> ・日本国憲法は、戦力の不保持などを宣言することで、平和主義を徹底した。<u>このような憲法の下で、日本は、60年以上にわたり、戦争を起こすことなく、平和を守っている。</u> <p>★自衛隊と自衛権 (P. 69)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊はわが国の平和と安全を守る役割を果たしていますが、憲法が保持を禁止する「戦力」とのかかわりについて、さまざまな意見がある（新聞社の意識調査を掲載）。 ・第9条は武力によらない自衛権だけを認めているとか、<u>自衛隊の装備は自衛のための最小限の実力をこえているなどの理由から、自衛隊は憲法に違反しているのではないかという指摘がある。</u> ・政府は、主権国家には自らを守る自衛権があり、自衛のための必要最小限の実力は禁じていないから、自衛隊は、憲法の禁止する「戦力」にあたらぬとしている。 <p>※被爆直後の原爆ドームの写真を掲載し、憲法第9条の条文、外国憲法の戦争放棄条項、日本の防衛の原則（専守防衛、非核三原則、文民統制）を紹介。</p> <p>★日米安全保障条約と集団的自衛権 (P. 70)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アメリカとの防衛協力の強化に対して、これまで政府が憲法上許されないとしてきた<u>集団的自衛権</u>を認めることにならないか、という疑問も示されている。 <p>★自衛隊の国際貢献 (P. 70)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の海外派遣については、<u>自衛の目的をこえるもので、外国軍隊の武力衝突に巻き込まれることをあやむ意見もある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○常設の軍隊を廃止したコスタリカの憲法を紹介している。 ○60年以上、戦争をせず、平和を守ってきたのは、平和憲法が果たした役割と記述。 ○憲法違反の理由を記述している。 ○自衛隊の海外派遣について、武力衝突に巻き込まれる危険性について記述している。
自 由 社	<p>★日本国憲法の3原則 (P. 52)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法は前文で、わが国の安全について、諸国民の公正と信義に信頼すると宣言し、第9条第1項において国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄すると掲げている。 ・<u>戦争放棄の規定は現在では諸外国の憲法にも多く見られるが、最初にこのような徹底した戦争放棄の規定を設けたのは日本国憲法である。</u> ・<u>第9条は、他国からわが国が戦争をしかけられた場合は、自衛の行為をするのは禁じられていないと解釈されている。</u> <p>★自衛隊と平和主義 (P. 72~73)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・占領下につくられた<u>日本国憲法</u>は、前文で「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と宣言し、<u>平和主義</u>の理想を打ち出している。 ・軍事力を保有することなくわが国の安全を保持することが可能かについては、長らく論議がなされてきた。 ・第9条の第1項は、「国際紛争を解決する」ための戦争（侵略戦争）を行わないとする一方で、自衛のための戦争を行う権利、すなわち<u>自衛権の保有については、すなわち自衛権の定めがない。</u> ・第2項は、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と、<u>戦力の不保持</u>を規定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●現憲法が戦争の反省に立って作られたという記述がない。 ●何度も「自衛権は否定していない」として、政府の見解を強調している。 ●自衛権の保有を明確にするために憲法改正の主張を取り上げている。 ●憲法違反だとする意見は申し訳程度の記述である。

<p>自由社</p>	<p>・それでは第9条は、<u>自衛権の保有を認めていないのか。</u></p> <p>★自衛隊 (P. 73)</p> <p>・政府は、<u>憲法第9条の諸規定は、自衛権を否定するものではなく、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められるとして、1954年に陸海空自衛隊を発足させた。</u></p> <p>・1957年に定めた国防の基本方針を受けて、<u>専守防衛に徹し、軍事大国にならないという基本理念に従い、日米安全保障条約を堅持し、文民統制を確保して節度ある防衛力を整備している。</u></p> <p>・<u>世界的にも有数の実力を備えた自衛隊を「戦力に至らない」とする政府の憲法解釈には批判も多くある。</u></p> <p>・<u>自衛隊は憲法違反であるから解散すべきだという主張もある。</u></p> <p>・<u>憲法改正を行って自衛権の保有を明確にするとともに、自衛隊をわが国の軍隊として位置づけるべきだという主張もある。</u></p> <p>※ミニ知識「各国の憲法における国民の兵役、国防の義務」を掲載。 ※徴兵制をしている韓国の新兵教育の写真を掲載。 ※自衛隊の新型装備品（戦闘機や戦車など）の写真を掲載。 ※もっと知りたい「わが国の安全保障の課題」(P. 74)で、憲法第9条の4つの解釈を記述。</p> <p>★わが国の安全保障 (P. 161)</p> <p>・わが国は国連を中心とする国際平和の増進に貢献しながら、<u>自衛隊と、日米安全保障体制によって安全を確保しようとしている。</u></p> <p>・わが国周辺には軍事大国が存在し、<u>潜在的な脅威となっている。</u></p> <p>・<u>冷戦終結後、北朝鮮による拉致事件や核ミサイル開発、中国の軍備増強、国際テロなどの新たな脅威が出現し、防衛力の役割を増している。</u></p> <p>※<u>中国漁船の領海侵犯、北朝鮮の核実験、ロシアの領空侵犯など20件以上を地図にびっしり書き込んでいる</u> (P. 160)。 ※<u>中国・ロシア機に対する航空自衛隊のスクランブル回数、わが国周辺における兵力の比較、日本と中国の国防費の比較の資料</u>を掲載。</p> <p>★日米安全保障条約 (P. 165)</p> <p>・2014年にはそれまで<u>個別的自衛権に限られていた憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使容認が閣議決定され、わが国と密接な関係にある他国への武力攻撃を自衛隊が阻止できるように、自衛隊法などの法整備を進めることになった。</u></p> <p>※自衛隊の現有勢力の資料と主な兵器の写真4枚を掲載。 ※脚注で、<u>集団的自衛権の語句の説明あり。</u></p>	<p>●自衛隊の戦闘機や戦車などの写真4枚も掲載し、軍備の必要性を強調している (P. 164にも同様の写真4枚を掲載している)。</p> <p>●中国や北朝鮮の脅威をあおる記述や資料があふれている。</p> <p>●中国や北朝鮮と、国防費や兵力を比較させ、日本が劣っているかのように印象づけている。</p> <p>●集団的自衛権の行使容認についての反対意見の記述がない。</p>
<p>育鵬社</p>	<p>★平和主義 (P. 56)</p> <p>・<u>联合国軍は日本に非武装化を強く求め、その趣旨を日本国憲法にも反映させることを要求した。</u></p> <p>・このため、<u>国家として国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄し、「戦力」を保持しないこと、国の「交戦権」を認めないことなどを憲法に定め、徹底した平和主義を基本原理とすることにした。</u></p> <p>・<u>国民に国防の義務がない徹底した平和主義は世界的には異例ですが、戦後日本が第二次世界大戦によるはかりしれない被害から出発したこともあり、多くの国民にむかえ入れられた。</u></p> <p>★第9条と自衛隊 (P. 57)</p>	<p>●本文と資料(各国の憲法に記載された平和主義条項と国防の義務)で<u>国防の義務</u>を強調している。</p> <p>●<u>主な国の憲法の国防の義務</u>を紹介しているのは異例。しかもイタリアとドイツは徴兵制を執行停止しているにもかかわらず、そのまま記載しているのは問題である。</p>

<p>育 鵬 社</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政府は、憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と記した国際政治の理想と、<u>現実的な対応をしてきたことから、防衛体制の整備や現実的な対応をしてきたこと。</u> ・自衛隊は日本の防衛に不可欠であり、国民から大きく期待されるとともに信頼されている。 ・第9条には「戦力」の不保持がうたわれている。そのためこの憲法の下で自衛のための実力がもてるのかという議論がなされてきた。 ・政府は、ここでいう戦争とは「他国に侵攻する攻撃」をさし、「自国を守る最低限度の戦闘」までも禁じているものではなく、自衛のための必要最小限度の実力をもつことは憲法上許されると解釈し、自衛隊を憲法第9条に違反しないものと考えている。憲法の規定と自衛隊の実態との整合性については、今なお議論が続いている。 ※<u>主な国の憲法に記載された国防の義務を紹介。</u> ※脚注で集団的自衛権と文民統制の語句の説明。 ★有事への備え (P. 58～59) <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の派遣に対し、「集団的自衛権は有するが行使はできない」とする政府の第9条の解釈をめぐり、国会で議論が行われた。 ・<u>国防という自衛隊本来の任務をじゅうぶんに果たすためには、現在の法律では有効な対応がむずかしいといった問題点も指摘された。</u> ★日本の防衛の課題 (P. 59) <ul style="list-style-type: none"> ・<u>北朝鮮の核実験やミサイル発射、工作船と海上保安庁の巡視船との銃撃戦を記述。</u> ・中国が軍事力の大幅な増強を進め、日本を含む東アジアと南シナ海域を含む東南アジア諸国などの平和と安全にとって心配される動きとなっている。 ※<u>尖閣諸島での中国漁船衝突事件、北朝鮮の韓国への砲撃について写真や新聞記事を掲載。</u> ※各国の国防費の推移（グラフ）、アジア太平洋地域における主な兵力の状況（地図）を掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自衛隊は憲法第9条に違反しないとする政府の見解を擁護し、違憲論は紹介せず、バランスを欠く記述である。 ●北朝鮮と中国の脅威をあり、日本の軍備増強へ誘導している。 ●各国の国防費の推移、アジア太平洋地域における主な兵力の状況で、中国や北朝鮮と比較させ、日本が劣っているかのように印象づけている。 ●集団的自衛権の行使についての反対意見の記述がない。
----------------------	---	---

2. 非核三原則

	記述の概要	特徴（問題点）
東 書	<ul style="list-style-type: none"> ★世界平和をめざした (P. 43) <ul style="list-style-type: none"> ・日本は1945年、広島と長崎に原爆を投下され、多くの犠牲を出した。 ・核兵器は、多くの人々を一瞬のうちに死傷させ、放射線の後遺症によって被爆者の健康に長く影響をおよぼす。 ・日本は、核兵器を「持たず、作らず、持ちこませず」とう非核三原則をかかげてきた。 ・核兵器の廃絶と軍縮による世界平和を推進することが、国際社会において日本の果たすべき役割である。 ★日本の平和主義外交 (P. 194) <ul style="list-style-type: none"> ・広島と長崎への原子爆弾投下という悲劇を経験した唯一の被爆国 	<p>△非核三原則が国会で決議された背景には、広島・長崎の原爆、第五福竜丸の被ばくなどの反核感情があるが、第五福竜丸の記述はない。</p>

	として、非核三原則をかかげ、核兵器の廃絶を訴えている。	
教 出	<p>★平和主義を掲げる憲法 (P. 66)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平和主義を実現する具体例に、「非核三原則」の考え方があり、核兵器を「持たず、つくらず、持ち込ませず」という三つの原則は、1971年の国会で決議された(脚注)。 <p>★核の廃絶に向けて (P. 190)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本は、世界で唯一の核兵器による被爆国であると同時に、非核三原則を掲げた国である。 国際社会における核兵器の廃絶を求める運動や、国連での議論において、重要な役割を果たしてきた。 広島と長崎は、世界の核軍縮運動の象徴ともなっている。 	●非核三原則が国会で決議された背景には、広島・長崎の原爆、第五福竜丸の被ばくなどの反核感情があるが、どちらの記述もない。
清 水	<p>★平和主義 (P. 93)</p> <ul style="list-style-type: none"> 憲法の平和主義のもとで、徴兵制が廃止され、軍隊や軍事費の歯止めのない拡大がおさえられ、さらに被爆体験をふまえた非核三原則や武器輸出三原則などが政府の基本政策となるなど、国のあり方が定められた。 ※原爆ドーム、原爆投下直後の爆心地の写真に掲載。 <p>★平和の構築をめざして (P. 97)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本は平和主義の理念にもとづき、軍備縮小の推進を訴えるとともに、「核兵器を、もたず、つくらず、もちこませず」とする非核三原則を基本政策としてきた。 対人地雷禁止や地雷除去を推進し、さらに紛争の当事国などに武器輸出を認めない武器輸出三原則を守ってきた。 世界は核兵器の廃絶に向けて大きな役割にも、大きな期待がよせられている。 	△非核三原則が国会で決議された背景には反核感情があるが、被爆体験の記述しかなく、第五福竜丸の被ばくの記述はない。
帝 国	<p>★平和主義にこめられた願い (P. 40)</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦争は最大の人権侵害ともいわれているが、世界各地で第二次世界大戦後も戦争が続いている。 核兵器のように人類を滅亡させる可能性のある兵器が存在しており、軍備の縮小を進めて世界平和を追求する方法として、平和主義は現実的な選択になっている。 唯一の被爆国である日本は、核兵器を「もたず、つくらず、もちこませず」という非核三原則をかかげ、世界の核兵器廃絶に向けて取り組んでいる。 ※原爆投下直後の原爆ドーム、広島平和記念式典、長崎平和祈念式典の写真に掲載。 <p>★唯一の被爆国としての立場 (P. 180)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本は、非核三原則をかかげ、核をもたない立場を明らかにしてきた。 毎年8月には、世界各地から人々を招き、広島と長崎で平和のための式典を開いて、核廃絶を訴えている。 日本は国連で、1994年から毎年、核兵器廃絶決議を提案している。この決議は賛成多数で毎年採択されている。 	●非核三原則が国会で決議された背景には、広島・長崎の原爆、第五福竜丸の被ばくなどの反核感情があるが、どちらの記述もない。
日 文	<p>★日本の平和主義と経済援助 (P. 190)</p> <ul style="list-style-type: none"> 唯一の被爆国として、核兵器を「持たず、つくらず、持ち込ませず」という非核三原則をかかげた。 	<p>○広島・長崎の平和記念式典で核廃絶を訴えていることを記述している。</p> <p>●非核三原則の記述が極めて簡単である。</p> <p>●非核三原則が国会で決議された背景について全く記述がない。</p>

自由社	<p>★核の国際的管理と拡散防止 (P. 169)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・唯一の被爆国として非核三原則を宣言し、核廃絶を訴えている。 ※原爆投下直後の広島市の写真を掲載。 <p>★核兵器廃絶とわが国 (P. 180~181)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本は唯一の被爆国で、その惨劇をくり返さないため、わが国は一貫して非核三原則を掲げ、核廃絶を世界に訴え、核兵器を保有していない。 ・非核三原則を掲げて自国の核兵器を保有せず、世界の平和のため、核兵器を世界中に拡散させないため、核兵器の廃絶を国際社会に訴えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●非核三原則の記述が極めて簡単である。 ●非核三原則が国会で決議された背景について全く記述がない。 ●同じような文章をくり返し記述しており、ワンパターンの感あり。
育鵬社	<p>★平和への取り組み (P. 187)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本は、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則をとっている(脚注)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●脚注でわずか3行の記述で、極めて簡単に扱いが軽い。 ●非核三原則が国会で決議された背景について全く記述がない。

3. 原子力発電 (福島第一原発事故)

	記述の概要	特徴 (問題点)
東書	<p>★東日本大震災と人々のつながり (P. 14~15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原子力発電所で事故が起こり、大量の放射性物質が放出され、今なお避難所で生活している人がいる。建造物や交通への被害も大きく、復興への道のりは決して平たんなものではない。 <p>★これからの日本のエネルギー (P. 181)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電は、海外から安定的に燃料を供給でき、少ない燃料で多くのエネルギーを取り出せる。 ・燃料をくり返し利用でき、<u>発電時に二酸化炭素を排出しない</u>。 ・<u>放射性物質をあつかうため、事故が起こると大きな被害が発生する</u>。 ・<u>発電後に残される放射性廃棄物の最終処分場をどこにするかという課題もある</u>。 <p>・2011年3月の東日本大震災では、原子力発電所で事故が起こり、大量の放射性物質が放出された。その結果、周辺住民が長期の避難生活を強いられたり、地元産業が風評被害になやまされたりするなど、大きな被害が出た。 ※福島第一原発事故の新聞記事の写真を掲載。</p> <p>★深めよう「日本のエネルギー政策のこれから」～原発事故とその影響 (P. 182)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2011年3月に発生した福島第一原発事故は、日本のエネルギー政策に大きな見直しをせまった。 ・<u>電源を喪失したことで原子炉が冷却機能を失い、原子炉を囲む建物で水素爆発が起こり</u>、大量の放射性物質が飛散し、多くの周辺住民が避難を余儀なくされた。 ・電力不足に対応するため、福島第一原発を運用していた東京電力の管内では計画停電が実施された。 ・国内の原発は定期検査で次々と停止し、全ての原発が停止した。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎福島第一原発の事故について、原因、放射性物質の放出、避難生活、風評被害などを詳述している(汚染水、除染後の廃棄物の処分についての記述はない)。 ●原発は発電時以外で二酸化炭素を排出していることの記述がない。 ○原子力発電の課題である安全性、放射性廃棄物の処分についての記述がある。 ◎深めよう「日本のエネルギー政策のこれから」(P. 182~183)で、福島第一原発の事故の詳細(原因、被害、復興等)を記述している。 ○主な発電方法の利点と課題を表にまとめ、日本のエネルギー政策について考えさせようとしている。 ●エネルギー別発電コスト(P. 183)の原子力は、「最低8.9円/Kwh」としているが、算定の根拠の記述がない。
	<p>★新しいエネルギー (P. 202~203)</p>	

<p>教 出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本では、<u>発電の際の二酸化炭素の発生量が少なく</u>、安定した電力供給ができるとして原子力発電が進められ、1990年代の半ば以降、発電量の約3割を占めるようになった。 ・事故が起きた場合の被害や、放射性廃棄物（使用済み核燃料など）の処分の問題を懸念する声もあった。 ・2011年3月に発生した、原子力発電所の事故による被害はきわめて深刻で、電力政策のあり方が改めて議論されるなど、大きな影響を及ぼしている。 ・2011年3月に起きた東日本大震災の際に、深刻な原子力発電所の事故が発生した。放出した大量の放射性物質が、大気中や海などに広がり、近隣住民が長期の避難生活を余儀なくされている。放射性物質から放出される放射線が、人体や環境に及ぼす影響を懸念する声も強まっている（事故後の福島第一原子力発電所の写真を掲載し、事故の被害の様子や放射線の影響を説明）。 	<ul style="list-style-type: none"> ●原発は発電時以外で二酸化炭素を排出していることの記述がない。 ○原子力発電の課題である安全性、放射性廃棄物の処分についての記述がある。 ○福島第一原発の事故について、放射性物質の拡散、汚染水、避難生活、健康不安などを記述している（農水産業への影響、除染後の廃棄物の処分についての記述はない）。
<p>清 水</p>	<p>★持続可能な未来へ（P. 23）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災にともなう福島第一原子力発電所の事故では、大量の放射性物質が放出された。拡散した放射性物質は、東日本を中心に日本全国におよんだだけでなく、太平洋をこえて北アメリカ大陸にまで達した。 ・発電所近海の海底土は高濃度の放射性物質に汚染され、現在でも発電所の敷地から大量の汚染水が海洋や地下水に流れ出していることがわかった。そのため農作物や水産物などへの長期にわたる影響も心配されている。いまなお、事故の収束の見通しすらたっていない。 <p>★東日本大震災がもたらしたもの（P. 23のコラム）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原子力発電所の事故により原子力発電所から半径20km圏を中心に放射線量の高い地域は「帰宅困難区域」として住民の立ち入りが禁じられ、その周辺にも居住を制限している区域などが設けられている。<u>福島県では約5万633人（2013年10月現在）の人々が県外へ避難している</u>。今後、放射線被曝によって生じる住民の健康被害も心配されている。 <p>※除染作業の写真を掲載し、取り除いた廃棄物の処分などの課題を記述。</p> <p>★資源の枯渇とエネルギー問題（P. 175）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進国を中心に利用されている原子力発電は、<u>発電時にはほとんどCo₂を出さずに巨大なエネルギーを生み出すことができる</u>といわれている。 ・2011年の東日本大震災でおきた福島第一原子力発電所の事故のように、一度事故が起これば取り返しのつかない大きな被害が生じる。 ・使用後の核燃料を無害に処理できる技術が開発されていないため、長期にわたって危険な放射性廃棄物が蓄積されるという問題もあり、対応が求められている。 <p>※脚注で、<u>原子力発電の燃料のウラン採掘から原子力発電所の建設、放射性廃棄物処理、廃炉にいたるまで、大量の放射性物質やCo₂を出すことを記述</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○原発事故の放射性物質の放出や汚染水、健康不安、農水産業への影響、除染後の廃棄物の処分について詳述している。 ○「東日本大震災がもたらしたもの」では、県外避難者数を具体的に記述している。 ○原子力発電の課題である安全性、放射性廃棄物の処分についての記述がある。 ○原発は発電時以外でも二酸化炭素や放射性物質を排出していることを記述している（他社にはない）。
	<p>★原子力発電の現状と課題（P. 191）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力エネルギーによる<u>原子力発電</u>は、少ない燃料で多くのエネ 	<ul style="list-style-type: none"> ●原発は発電時以外で二酸化炭素を排出しているこ

<p>帝国</p>	<p>ルギーをつくり出せ、<u>発電時に二酸化炭素を排出しない発電方法</u>である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電後に生じる放射性廃棄物や廃止後の発電所を安全に処理する方法、その費用の確保、さらには事故を起こさせないための安全対策や、事故が起きたときの対応の難しさなどの問題が残されている。 ・原子力発電は、1950年代から世界的に普及してきた。しかし、86年の<u>チェルノブイリ原子力発電所の事故</u>をふまえ、<u>原子力にたよらない電力政策をさらに進めるドイツのような国もある</u>。 ・発展途上国のなかには、ベトナムやトルコのように経済発展によって急速に増加する電力需要に対応するため、原子力発電所を新たに導入する予定の国もある。 <p>※福島第一原子力発電所の解体作業の写真を掲載し、放射性物質の漏えいや発電所の解体作業について説明。</p> <p>★これからの日本のエネルギー政策 (P. 192)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2011年の福島第一原子力発電所の事故以降、原子力への依存度の高さがあらためて問題とされ、エネルギー供給源の最適な組み合わせが議論されている。 	<p>との記述がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○放射性廃棄物の処理や安全対策、事故への対応のむずかしさなど原発の課題を記述している。 ○チェルノブイリ原発事故と関連づけ、脱原発を進めた国としてドイツなどを紹介している。 △福島第一原発の事故について、放射性物質の放出、避難生活についての記述はあるが、汚染水、健康不安、農水産業への影響、除染後の廃棄物の処分についての記述はない。
<p>日本文</p>	<p>★日本のエネルギー問題 (P. 194)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化の原因となる<u>二酸化炭素を発電時に排出しない原子力発電</u>が、発電量の約3割を占めていた。 ・2011年の東日本大震災にともなう福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質が発散し、多くに人々の生活に影響をあたえている。このような甚大な被害をもたらされたことをきっかけに安全性が議論されている。 ・使用後に長い期間にわたって管理する必要がある放射性廃棄物の処理の問題もあります。日本のエネルギー構成をどのようにするかについては議論が続いている。 <p>※主な発電方式の特徴(資料)に各発電方式の特徴や課題を記述している。原発については、原子力への不安や放射性廃棄物の処理が課題としている。</p> <p>★日本のエネルギー問題 (P. 208)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民学習のまとめであるレポート作成の課題例としてエネルギー問題を紹介している。 ・福島第一原発事故の新聞記事を掲載し、これからの日本のエネルギーについて調べてまとめる方法を提示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●原発は発電時以外で二酸化炭素を排出していることの記述がない。 △福島第一原発の事故について、放射性物質の放出、生活への影響についての記述はあるが、汚染水、健康不安、農水産業への影響、除染後の廃棄物の処分についての記述はない。 △原発の課題については放射性廃棄物の処理は記述しているが、安全性についての具体的記述がない。 ○原発事故があったことをふまえ、エネルギー問題を考えさせようとしていることは評価できる。
<p>自由社</p>	<p>★エネルギーの確保と省資源 (P. 173)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わが国は、<u>原子力発電や新エネルギーの導入拡大に努めてきたが</u>、2011年の東日本大震災にともなう原子力発電所の事故は、エネルギー問題について改めて深刻な問題をつきつけた。 <p>※福島第一原子力発電所の事故の写真を掲載 (P. 172) し、原子力発電は、<u>発電時に Co2 を排出せず</u>、日本の電力量の約30%を担ってきたが、安全性や放射性廃棄物の処理などの課題もあり、東日本大震災による事故以来、原子力発電はほとんど止められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福島原発事故について、具体的な記述がまったくない。 ●原発は発電時以外で二酸化炭素を排出していることの記述がない。 △原発の課題については放射性廃棄物の処理は記述しているが、安全性についての具体的記述がない。
	<p>★環境を守る取り組み (P. 167)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2011年3月の東日本大震災とそれにとともなう<u>原子力発電所の稼働停止</u>を受け、電力需給状況がそれまでと変化した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「稼働停止」という言葉を使い、事故で停止したことをごまかすような表現で

育 鵬 社	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーや再生可能エネルギーの導入を通じた原発依存度を減らすとともに、化石燃料依存度を小さくすることが課題となっている。 ★原子力発電の見直し (P. 200~201) <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電は放射性物質を扱うことについて大きな不安がある一方、地球温暖化の原因となる<u>二酸化炭素をほとんど出さず</u>、原料となるウランをくり返し利用することで大きなエネルギーを安定的に得られる利点も指摘されている。 ・2011年3月の東日本大震災の大津波による<u>福島第一原子力発電所の事故は放射性物質による深刻な被害をもたらした</u>。この事故は日本だけでなく、世界各国の原子力発電のあり方にも影響をあたえ、各国でエネルギー政策全体を見直す論議が活発化している。 ・今回の事故の教訓を生かし、<u>原子力発電への依存をできる限り減らしつつ</u>、放射性廃棄物の処理問題や火力発電所の効率化、安定して低コストにエネルギーを供給できるしくみ作り、地球温暖化対策などに取り組んでいかなければならない。 ★再生可能エネルギーの利用 (P. 201) <ul style="list-style-type: none"> ・<u>人類のエネルギー問題を根本的に解決するには、人工の太陽をつくり出す核融合発電の実用化を待たねばならない</u>。 	<p>ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原発は発電時以外で二酸化炭素を排出していることの記述がない。 ●福島第一原発事故については、放射性物質の記述だけで、<u>避難生活、農水産業への影響、汚染水、健康不安、除染後の廃棄物の問題</u>については一切記述がない。 <p>△原発の課題については放射性廃棄物の処理は記述しているが、安全性についての具体的記述がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー問題の根本的解決は核融合発電なのか疑問である。
-------------	--	--

4. 国際貢献（自衛隊の海外派遣）

	記述の概要	特徴（問題点）
東 書	<ul style="list-style-type: none"> ★自衛隊と国際貢献 (P. 43) <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊は近年、日本の防衛だけでなく、国際貢献としてさまざまな活動を行っている。例えば、国際平和協力法（PKO 協力法）に基づいて、カンボジアや東ティモールなどでの国際連合の平和維持活動（PKO）に参加してきた。 ・イラク戦争のときに復興支援を行ったり、ソマリア沖などで海賊対策として船舶を護衛したりしてきた。 ・<u>自衛隊の海外派遣については慎重な意見もある</u>。 ・東日本大震災といった自然災害などのときに、国民の生命や財産を守る災害派遣も、自衛隊の重要な任務の一つである。 	<p>△自衛隊の海外派遣に対して慎重意見があることは記述しているが、その内容については記述がない。</p>
教 出	<ul style="list-style-type: none"> ★国際社会の平和と日本の貢献 (P. 68~69) <ul style="list-style-type: none"> ・1992年、<u>国際平和協力法（PKO 協力法）</u>が成立し、国連 PKO 活動の一環として、自衛隊がカンボジアに派遣された。 ・その後も自衛隊は、各国の平和維持や復興支援のため、国連の活動に協力したり、国外の戦争や紛争時に、米・英軍などの治安維持活動を後方で支援するため、政府が「非戦闘地域」とする現地に派遣されたりした。 ・国連への協力が、日本の外交の考え方に合うものであり、海外での活動がしやすいよう法律で整備したほうがよいとする見方がある一方で、<u>憲法第9条との関係で、自衛隊の海外派遣に反対する声もある</u>。 ★平和の構築へ向けて (P. 69) <ul style="list-style-type: none"> ・平和主義を貫き、第二次世界大戦後、一度も戦争を行わなかった 	<p>△自衛隊の海外派遣に対して反対意見があることは記述しているが、その内容については記述がない。</p> <p>○平和主義を貫き、一度も戦</p>

	<p>日本は、世界から高く評価されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊も国内外の災害派遣や平和維持活動において、その活動の成果が評価されている。 ・自国の領土をしっかりと守りながら、今後の日本の平和主義や自衛隊のあり方を、どのように考えていったらよいか、考え方を深め合っていくことが大切である。 	<p>争を行わなかったことが評価されたことを記述している。</p>
清水	<p>★国連平和維持活動と自衛隊 (P. 95)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1990年代以降、地域紛争が生じた場合、大国が独自に介入するよりも、国際連合の安全保障理事会の決議にもとづき、加盟国が提供した要員を国連が編成して派遣する平和維持活動 (PKO)が活発になった。 ・その結果、1992年に自衛隊を海外に派遣する国連平和維持活動協力法が成立し、その後、カンボジア、モザンビーク、東ティモールなどに自衛隊が派遣された。 ※カンボジアでの自衛隊による地雷探査の写真を掲載。 	<p>●憲法第9条との関係で、自衛隊の海外派遣に反対する声があることについての記述が一切ない。</p>
帝国	<p>★日本の国際協力と自衛隊 (P. 181)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本は、内戦で荒廃したカンボジアの復興を支援するため、1992年から国連の平和維持活動 (PKO) に参加し、選挙監視や道路の整備などを行った。 ・2004年からはイラク復興支援のために、自衛隊が日本独自で活動した。09年からは、ソマリア沖で船舶の安全な航行を確保するために自衛隊が派遣されている。 ・こうした努力によって、日本は、かつての日本が占領した東南アジア諸国などをふくめ、世界各国から信頼されるようになってきた。 ※ソマリア沖でタンカーを護衛する自衛隊機の写真を掲載。 	<p>●用語解説で、集団的自衛権の行使容認の背景を取り上げているが、反対意見の記述はない。</p> <p>●憲法第9条との関係で、自衛隊の海外派遣に反対する声があることについての記述が一切ない。</p>
日本文	<p>★自衛隊の国際貢献 (P. 70)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊は、国際貢献のために、国連平和維持活動 (PKO)への参加や人道復興支援のための後方支援活動などを行っている。 ・<u>自衛隊の海外派遣については、自衛の目的をこえるもので、外国軍隊の武力衝突に巻き込まれることをあやぶむ意見もある。</u> ・日本の国際貢献や有事へのそなえのあり方について、憲法の平和主義との関係を考えていく必要がある。 	<p>○自衛隊の海外派遣に対して慎重意見があることについて、その内容を具体的に記述している。</p>
自由社	<p>★もっと知りたい「国連平和協力活動への取り組み」(P. 166~167)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初めての自衛隊海外派遣であるペルシャ湾の機雷除去、最初のPKO活動であるカンボジアへの陸上自衛隊の派遣、イラク復興人道支援、海上自衛隊のインド洋での給油支援などを紹介し、国際社会から評価されたと記述している。 ※自衛隊の海外での活動を地図に記述 (P. 166)。 	<p>●あくまで自衛隊の海外派遣に賛成の立場で記述しており、反対意見については一切記述がない。</p>
育鵬社	<p>★自衛隊の国際貢献 (P. 187)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本は、国連や国際機関、各国との外交を通して、世界平和の実現にむけての大きな役割を担うことが、内外から期待されている。 ・冷戦後の湾岸戦争 (1991年) をきっかけに、海上自衛隊の掃海部隊がペルシャ湾に派遣され、危険な機雷の除去作業を行った。自衛隊が初めて海外に出て行った、国連の平和維持活動となった。 ・1992年には国連平和維持活動 (PKO) 協力法が制定され、自衛隊の世界各地で、国連平和維持軍 (PKF) に対する後方支援を行った。 ・近年では、多国籍軍への後方支援や復興支援のために自衛隊が派遣された。自衛隊の海外派遣については、国際平和や協力活動の 	<p>●あくまで自衛隊の海外派遣に賛成の立場で記述しており、反対意見については一切記述がない。</p>

<p>ために積極的に海外で活動できるよう法律を整備することが議論されている。</p> <p>※ソマリア沖での船舶の護衛活動をする自衛隊機の写真を掲載。</p>	
---	--

5. 現在の核状況と核廃絶

	記述の概要	特徴（問題点）
東 書	<p>★世界平和を目指して（P. 43）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核兵器は、多くの人々を一瞬のうちに死傷させ、放射線の後遺症によって被爆者の健康に長くおよぼす。 ・非核三原則を記述。 ・核兵器の廃絶と軍縮による世界平和を推進することが、国際社会において日本の果たすべき役割。 <p>★戦争のない世界を目指して（P. 200）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦争や地域紛争を防ぐために、世界では軍縮が進められている。 ・一度に多くの人間の命を奪う核兵器、化学兵器、生物兵器などの大量破壊兵器の廃絶は重要。 ・核兵器については、アメリカとロシア連邦を中心に、削減する努力が続けられている。 ・核保有国以外の国が核兵器を持つことを禁じる核拡散防止条約も締結されている。 ・核兵器を保有している国や、保有しようとする国があることが問題になっている。 <p>※核・軍縮問題関連年表、世界の核保有国と保有数（地図）を掲載。</p>	<p>△核不拡散条約の記述はあるが、包括的核実験禁止条約（CTBT）の記述はない。</p> <p>●現在の核状況や非核地帯についての記述が一切ない。</p>
教 出	<p>★核の廃絶に向けて（P. 190）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本が、国際社会における核兵器の廃絶を求める運動や、国連での議論において、重要な役割を果たしてきたこと。 ・広島と長崎が、世界の核軍縮運動の象徴となっていること。 ・アメリカやロシアなどの核を保有する国は、条約を結び、核開発の縮小や核兵器の削減を試みてきたこと。 ・核兵器不拡散条約（NPT）に加わらない国などもあり、核兵器や新たな兵器の開発の可能性は、今も消えていないこと。 ・日本の安全は、アメリカがもつ核兵器による抑止力に依存している面もある（脚注）。 <p>※世界の主な国の核弾頭保有数を掲載（米口の戦略兵器削減条約について記述）。</p> <p>★未来への私の約束（P. 212）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業後の自分の実践の約束の例示として、「核兵器を拡声器にかえて、平和を！」をテーマにして、自分の調べたことをもとに自分の考えや行動などをまとめさせるもの。 ・丸木美術館の「原爆の図」や第五福竜丸の被曝について記述。 	<p>△核不拡散条約の記述はあるが、包括的核実験禁止条約（CTBT）の記述はない。</p> <p>●現在の核状況についての具体的な記述や、非核地帯についての記述がない。</p> <p>○「抑止力」という用語を記述し、核廃絶と矛盾する、日本がアメリカの「核の傘」にあることを記述している。</p> <p>○「未来への私の約束」で、核廃絶を例示し、丸木美術館の「原爆の図」や第五福竜丸の被曝を紹介している。</p>
	<p>★平和の構築をめざして（P. 97）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界は核兵器の廃絶に向けて大きな歩みをはじめており、唯一戦争被爆国としての日本の役割にも、大きな期待がよせられている。 <p>※脚注で、2009年4月のオバマ大統領のプラハ演説（「核兵器のない世界」）を記述。</p>	<p>△オバマ大統領のプラハ演説「核兵器のない世界」を記述しているが、演説の内容はない。</p>

<p>清 水</p>	<p>★核兵器の開発競争と軍縮の歩み (P. 168)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1954年のアメリカのビキニ水爆実験で、マーシャル諸島の島民や日本の漁船第五福竜丸などにも「死の灰」(放射性物質)をあびせた。この事件をきっかけに核兵器の廃絶を求める国際世論が広がったこと。 ・1968年、核保有国に軍縮の交渉を義務づける核兵器不拡散条約(NPT)が結ばれたこと。 ・1990年代、アメリカとソ連の2国間で、核兵器を大量に削減する条約が結ばれたこと。 ・1996年に、地下を含めてあらゆる場所での爆発をとまなう核実験を禁止する包括的核実験禁止条約(CTBT)が国連総会で採択されたこと。 <p>※脚注で、<u>印パ・北朝鮮の核実験、イスラエル・イランの核開発について記述している。</u></p> <p>★核廃絶をめざす取り組み (P. 168~169)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、<u>世界には1万7000発以上の核兵器が蓄積され、その一部が使用されただけで人類は滅亡するといわれている。</u> ・<u>核不拡散条約に加入せずに核実験をおこなったり、核兵器の保有が疑われたりする国もあらわれている。</u> ・核兵器が現実使用される可能性もあり、国際的な不拡散の枠組みを強めていくことが急務となっている。 ・<u>原水爆禁止運動などの反核・平和運動、非核地帯の試みや非核自治体宣言など、核兵器の廃絶に向けた取り組みも世界に広がっている。</u> <p>※ビキニ事件60周年のパレードや非核自治体の写真、核軍縮の歩み(年表)などを掲載。</p> <p>★核兵器廃絶に向けて (P. 170~171)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「深める公民」のコーナーで、核兵器の廃絶について、第五福竜丸やマーシャル諸島の島民の被ばくの被害状況等をくわしく紹介。 ・東京都の中学校の長崎修学旅行を中心とした3年間の平和学習の取り組みを紹介。 	<p>◎ビキニ水爆実験と第五福竜丸、マーシャル諸島の島民の被ばくについて記述している(他社にはない記述)。</p> <p>○核兵器不拡散条約と包括的核実験禁止条約について記述している。</p> <p>○現在の核状況について、核弾頭数、核実験国、核保有疑惑国などについて記述している。</p> <p>○核廃絶の取り組みとして、原水爆禁止運動、非核自治体宣言、非核地帯の試みについて記述している。</p> <p>◎「深める公民」で、第五福竜丸やマーシャル諸島の島民の被ばくについて詳述し、東京都の中学校の長崎修学旅行を中心とした3年間の平和学習の取り組みを紹介しており、評価できる(他社にはない)。</p>
<p>帝 国</p>	<p>★核兵器の脅威 (P. 172)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いったん核兵器が戦争で用いられたなら、これまでの戦争とは比較にならない規模の被害が生じてしまう。 ・<u>冷戦時代には、核兵器をもつことで相手をおどして攻撃をふせぐという核抑止の考え方が受け入れられていた。</u> ・核戦争は起こらなかったが、世界を何度も破壊できるほどの核兵器が蓄えられてしまった。 <p>★核軍縮に向けて (P. 172)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核兵器でおどすことで保たれる平和は不安定であり、核戦争が起こる危険が残る。 ・核兵器を制限する試みが続けられてきたこと。第1の試みが、核兵器を減らすための核軍縮交渉で、核兵器の数に上限を設ける戦略兵器制限交渉が行われ、1993年に第2次戦略兵器削減条約が調印されたこと。第2の試みが、新たな核保有国が生まれないように合意をつくる核不拡散交渉があり、核兵器の保有国が増えることを禁止する核拡散防止条約(NPT)、不拡散を確実にするための国際原子力機関による査察、包括的核実験禁止条約(CTBT)をあ 	<p>△「核抑止」という用語を記述しているが、核廃絶と矛盾する、日本がアメリカの「核の傘」にあることは記述していない。</p> <p>△現在の核状況について、北朝鮮の核開発、テロでの使用の危険性を記述しているが、核保有国、核疑惑国、核弾頭数などの記述がない。</p> <p>○核兵器不拡散条約と包括的核実験禁止条約について</p>

	<p>げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 核兵器の削減は思うように進んでいない現実として、核兵器をもたなかった国にも核兵器が広がる核拡散が起きており、テロリストの手にわたる危険性もある。 <p>※コラムで、オバマ大統領のプラハ演説の写真を掲載し、「核なき世界」の演説の一部を紹介。</p> <p>※コラムで、地図や写真を入れて北朝鮮をめぐる情勢を紹介し、核開発やミサイルについて記述。</p> <p>★唯一の被爆国としての立場 (P. 180)</p> <p>※非核三原則の項目と共通</p>	<p>て記述している。</p> <p>○オバマ大統領のプラハ演説「核兵器のない世界」を記述している。</p>
日 文	<p>★コラム「日本の平和主義」(P. 71)</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界で唯一の核兵器による攻撃を受けた国として、世界に核軍縮や核拡散防止を求めるのに重要な役割を担っている。 政府は、国連総会で核軍縮決議案を提出し、核廃絶を訴えてきた。 国内の非核都市宣言や平和都市宣言、広島市や長崎市が核廃絶をよびかけた平和首長会議について記述。 <p>※非核平和都市宣言と平和首長会議の写真を掲載。</p> <p>★軍縮の動きと課題 (P. 188)</p> <ul style="list-style-type: none"> 核兵器が世界に広がらないように、これらの諸国以外が核兵器をもつことを禁じた核不拡散条約 (NPT) が締結された。 冷戦後、最大の核保有国であるアメリカとソ連が戦略兵器削減条約 (START) を 1991 年に調印し、核兵器の数を減らす軍縮が行われた。 オセアニアやラテンアメリカ・東南アジアの国々は、自ら非核地帯を宣言。 1998 年にインドとパキスタン、2006 年に北朝鮮が核実験を行い、核管理体制がゆらぎ、核兵器やミサイルの拡散の危険性が高まっている。 テロ攻撃がたびたび起こる事態にあつて、大量破壊兵器 (核・生物・化学兵器) が行使されないように、国際社会が協力し取り組んでいくことが求められている。 <p>★軍縮に対する日本の責任 (P. 189)</p> <ul style="list-style-type: none"> 広島と長崎の原爆は、今の水準からみれば小さいもの。しかし、それですら、いかに言語に絶する惨禍であるかを知る日本国民として、人類を核兵器の脅威から解放することを強く訴えなければならない。 <p>※広島の平和記念式典の写真を掲載し、「平和の誓い」の一部を紹介。</p> <p>※広島市の被爆体験を語り継ぐ事業を新聞記事で紹介。</p> <p>※地図で核兵器の現状 (核弾頭数、非核地帯)、年表で核開発・核軍縮の動きを紹介。</p>	<p>○非核都市宣言や平和都市宣言、平和首長会議について記述している。</p> <p>△核不拡散条約の記述はあるが、包括的核実験禁止条約 (CTBT) の記述はない。</p> <p>○インド・パキスタンや朝鮮民主主義人民共和国の核実験、テロでの核兵器使用の懸念など、核拡散の状況について記述している。</p> <p>○本文と地図 (核保有国、核疑惑国、核弾頭数、非核地帯) で、現在の核状況と非核地帯を記述している。</p> <p>○広島市の被爆体験を語り継ぐ事業を紹介し、被爆体験の継承の課題を記述している (他社にはない)。</p>
自 由 社	<p>★核開発競争と核軍縮 (P. 168)</p> <ul style="list-style-type: none"> 広島と長崎に原爆が投下され、核兵器は、大量破壊兵器としてきわめて強力で、核戦争は人類全体を滅亡させることがわかった。 1960 年ごろに、フランス、中国が核保有国になったことを記述。 1968 年には、核兵器不拡散条約 (NPT) が結ばれ、1996 年には包括的核実験禁止条約 (CTBT) が国連総会で採択された。 米口が、2011 年の第 4 次戦略兵器削減条約 (新 START) により、 	<p>●核兵器不拡散条約と包括的核実験禁止条約について記述しているが、核廃絶</p>

<p>自由社</p>	<p>戦略核弾頭の削減を進めている。</p> <p>★核の国際管理と拡散防止 (P. 169)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際社会は現在、核兵器を国際的に管理する体制を築いており (NPT 体制)、核保有国間での核軍縮を促進している。 ・核を平和利用する国は、国際原子力機関 (IAEA) の査察を義務づけ、核不拡散をはかっている。 ・インドやパキスタンの核保有、イランの核開発疑惑、北朝鮮の核実験により、核管理体制がゆらいでいる。 ・非核三原則を宣言し、核廃絶を訴えていること。 ・アメリカの「核の傘」のもとで安全が確保されているといわれている。 <p>※世界の核兵器 (核弾頭数) の現状、アメリカ・ロシアの保有核弾頭数の推移の資料を掲載。</p> <p>★核兵器廃絶とわが国 (P. 180)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核兵器を保有した国の核攻撃を抑止するには、自ら核保有国となるという核抑止論が主張されてきた。 ・核抑止論がアメリカと旧ソ連を中心とした核拡散に結びついたのも事実です。 ・現代では、テロリストが核兵器をもつ危険性が出てきている。 ・こうした国際情勢のなかで、核兵器不拡散の必要性が強くなり、アメリカやロシアなどの核大国も核兵器の軍縮を始めている。 <p>※オバマ大統領のプラハ演説の写真を掲載し、核兵器廃絶を呼びかけたことを記述 (P. 180)。</p>	<p>の取り組みについての記述量が極めて少ない (原水爆禁止運動, 非核自治体宣言, 非核地帯など)。</p> <p>●核廃絶を訴えることと、日本がアメリカの「核の傘」にあることは矛盾するという記述がない。</p>
<p>育鵬社</p>	<p>★核兵器をめぐる問題 (P. 186)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷戦が終結した現在も、核兵器の脅威がなくなったわけではない。 ・1968年に核拡散防止条約が結ばれ、すでに保有していたアメリカ、ソ連 (現ロシア)、イギリス、フランス、中国以外は核兵器をもつてはならないことにした。 ・一方で特定の国による核兵器の独占だと批判する国もあり、核兵器開発を行う発展途上国も出てきている。 ・日本周辺でも、中国の核ミサイル配備や北朝鮮の核兵器開発などが軍事的緊張を高めている。 <p>★平和への取り組み (P. 186~187)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核兵器がこれ以上広がらないようにするため、国際原子力機関 (IAEA) が監視を行い、疑いのある国に対しては調査をしている。 ・1996年には包括的核実験禁止条約 (CTBT) が国連で採択されたが、核兵器開発能力をもつすべての国が批准する必要があるため、発動にいたっていない。 <p>※世界の核兵器の保有状況 (グラフ) を紹介。</p> <p>※北朝鮮の核実験を報道する新聞記事を紹介。</p>	<p>●現在の核状況について、核保有国と核弾頭数は記述しているが、中国や北朝鮮の核の脅威を煽る記述になっている。</p> <p>●核兵器不拡散条約と包括的核実験禁止条約について記述しているが、核廃絶の取り組みについての記述量が極めて少ない (原水爆禁止運動, 非核自治体宣言, 非核地帯など)。</p> <p>●核廃絶について、日本が果たす役割については一切記述がない。</p>

※東書は東京書籍、教出は教育出版、清水は清水書院、帝国は帝国書院、日文は日本文教出版の略です。
 ※自由社は 2015 年度使用本、その他の教科書は 2016 年度見本本をもとに検討しました。